

成田市公共下水道事業経営戦略（概要版）

1 経営戦略策定の目的及び計画期間

1.1 目的（1ページ）

下水道事業については、下水道施設の老朽化に伴う改築更新費用の増加、節水型機器の普及、また少子高齢化の進展など、事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

このことから、現状分析・評価を実施し、計画的かつ合理的な経営を行い、成田市公共下水道事業の安定的な事業経営を今後も持続させることを目的とした、中長期的な計画である「経営戦略」を策定します。

1.2 計画期間（1ページ）

総務省「経営戦略策定ガイドライン」（2017(平成 29)年改訂）を踏まえ、成田市公共下水道事業における経営戦略の計画期間を以下のとおりとします。

2019(平成 31)年度～2028(平成 40)年度(10年間)

2 事業概要

2.1 現況（2～3ページ）

成田市の公共下水道事業は印旛沼流域下水道事業の関連公共下水道事業として1974(昭和 49)年度から供用開始され、44年が経過しております。

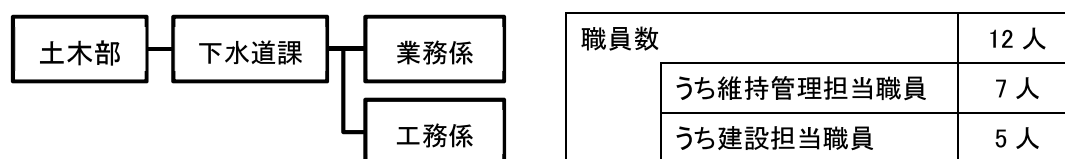
今後、下水道施設の老朽化に伴う改築更新費用の増加などが課題となります。

表 2-1 事業概要

項目	公共	2017(平成29)年3月31日現在	
		備考	
処理区域面積(ha)	1,851	計画区域面積(ha)	2,740
処理区域内人口(人)	100,214	計画区域内人口(人)	102,701
水洗化人口(人)	97,594		
処理人口普及率(%)	75.7		
管渠延長(km)	571		
汚水管渠	392		
雨水管渠	179		
地方公営企業法の適用	非適用		2019(平成31)年4月1日一部適用予定

2.2 組織（4ページ）

2018(平成 30)年 4 月 1 日現在における下水道課の構成及び職員数は以下のとおりです。



なお、2019(平成 31)年度に地方公営企業法の一部（財務会計）を適用しますが、組織体制に変更はありません。

3 将来の事業環境 (6～8 ページ)

成田市公共下水道事業の経営に影響を及ぼす将来の事業環境として、人口増加、建設物価の上昇、大学病院の開設が挙げられます。これらの要因によって下水道使用料の増収が想定されます。なお、同時に維持管理費、建設改良費の増加も考えられます。

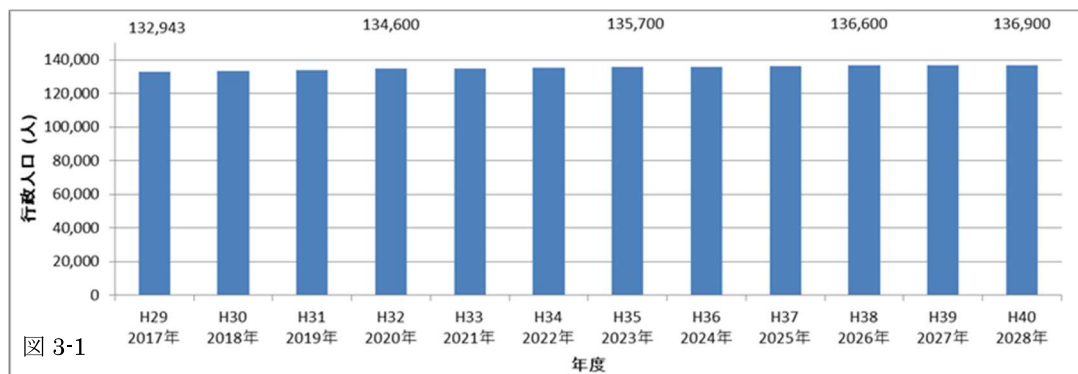


図 3-1

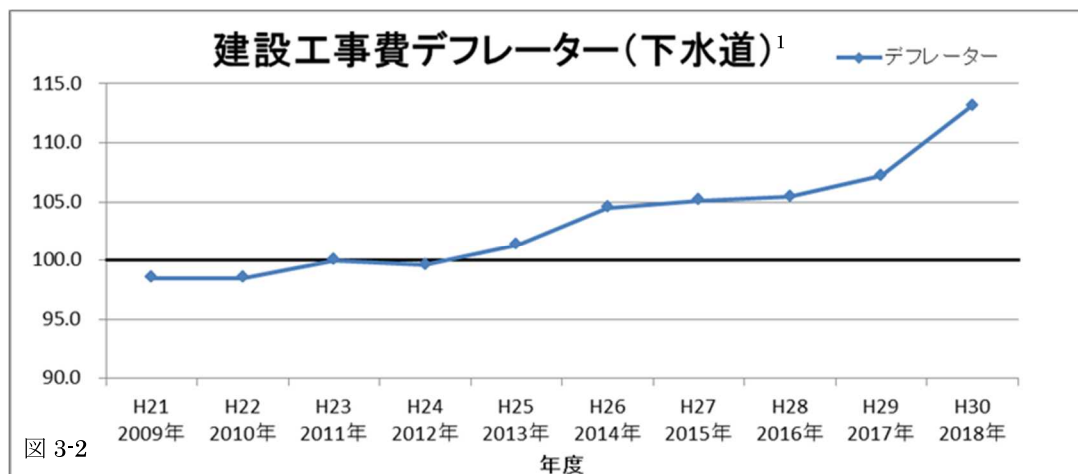


図 3-2

4 経営の基本方針 (9 ページ)

成田市公共下水道事業の経営における基本方針は、成田市総合計画「NARITA みらいプラン」との整合や、将来の事業環境等を踏まえ、以下の方針とします。

【経営の基本方針】

施策(1) 下水道施設の整備と維持管理

施策(2) 公共下水道事業の健全経営の確保

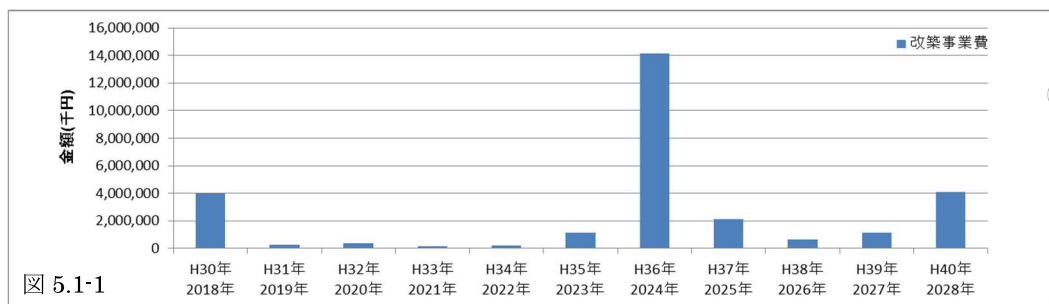
施策(3) 民間活力の活用

¹ 建設工事費デフレーター：建設工事に係る名目工事費額（額面どおりの工事費額）を基準年度の実質額（物価の変動の影響を取り除いた額）に換算する目的で公表されるパーセント指標。同内容の工事を行う場合に、基準年度と比べ何パーセント程度の工事費が掛かっているかを示す。

5 投資・財政計画（収支計画）

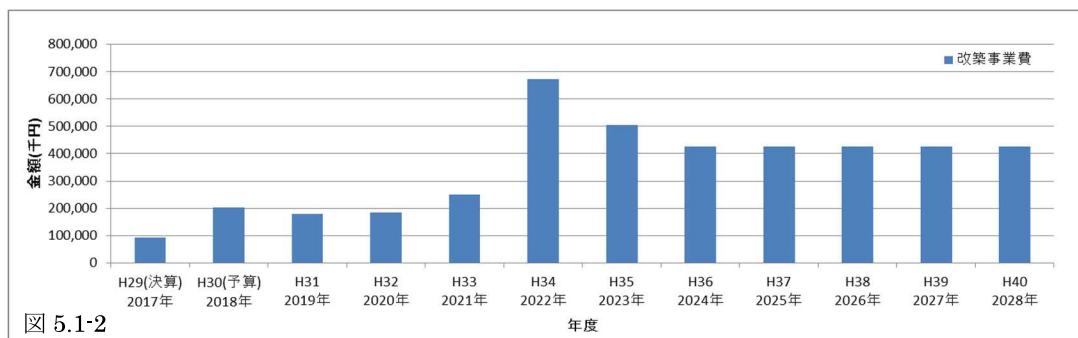
5.1 投資（10～11ページ）

取得済みの固定資産について、地方公営企業法施行規則に準じた耐用年数を経過した時点で全て改築を行う場合、改築需要の予測は次図のとおりとなります。(図 5.1-1)



※2024(平成 36)年は成田ニュータウンの下水道管（1974(昭和 49)年供用開始）の大半が耐用年数を経過するため、他の年度より多く改築需要が見込まれます。

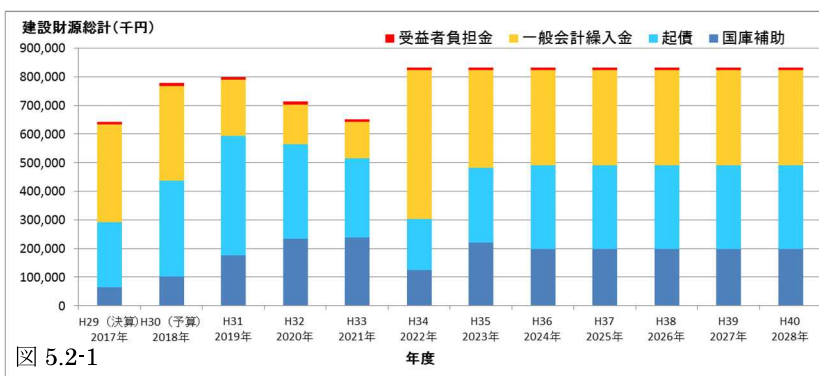
損傷や劣化の少ない管渠施設は標準耐用年数（50年）を越えた場合も使用可能であるため、ストックマネジメント²計画やテレビカメラ調査等により、管渠の損傷状況に応じた改築を順次行い、事業費の平準化を行うこととします。(図 5.1-2)



5.2 財源（12～13ページ）

- 建設財源**

 - ・ 受益者負担金
 - ・ 国庫補助金
 - ・ 起債
 - ・ 一般会計繰入金
- 収益的収入**



- ・ 下水道使用料（有収水量の増加に伴い、今後は増収となる見込みです。）
- ・ 諸収入

² ストックマネジメント：持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

5.3 投資・財政計画（収支計画）（15～16ページ）

投資・財政計画（収支計画）は、将来の事業環境や経営の基本方針を踏まえて検討しました。将来の収支見込み及び収益的収支比率³を次図に示します。（図 5.3-1、図 5.3-2）

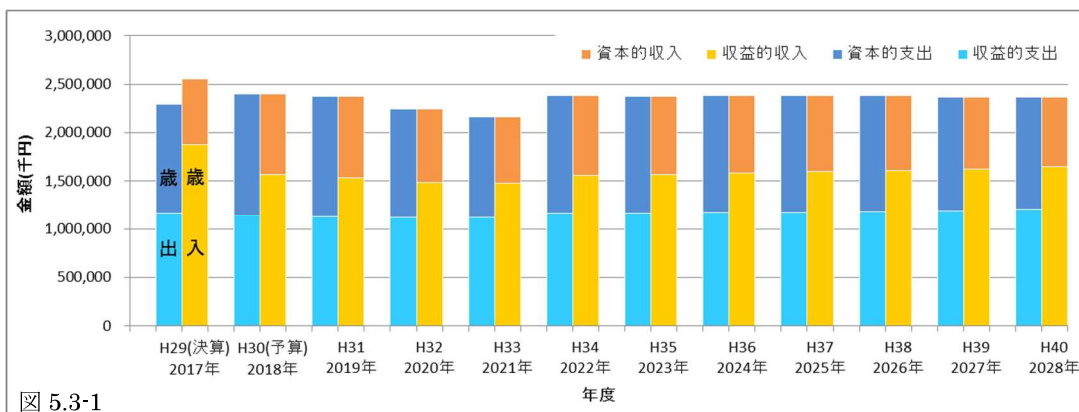


図 5.3-1

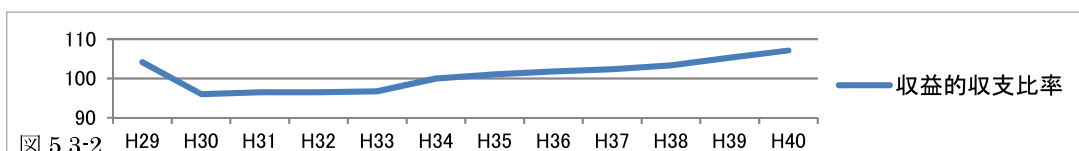


図 5.3-2

収益的収支比率について、100%に近い数字または100%を超える見込みとなっており、今後も安定的な事業経営が持続できるよう努めてまいります。

6 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

6.1 今後の投資についての考え方・検討状況（17ページ）

- ・ 広域化・共同化・最適化に関する事項
- ・ 投資の平準化に関する事項
- ・ 民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI⁴など）

6.2 今後の財源についての考え方・検討状況（18ページ）

- ・ 使用料の見直しに関する事項
- ・ 資産活用に関する事項

6.3 投資以外の経費についての考え方・検討状況（18ページ）

- ・ 民間活力の活用に関する事項

6.4 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項（19ページ）

地方公営企業法の一部を適用後は現行の官公庁会計と異なる経理方法となり、収支予測の内容も今回策定のものから変更する必要があります。

そのため、地方公営企業法適用後、決算書及び財務諸表により傾向と分析等が把握できる段階で、経営戦略を見直すこととします。

³ 収益的収支比率：料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用などをどの程度賄えているかを表す指標。

⁴ PPP/PFI：公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。